

## 入職奨励金制度

### 【制度概要】

法人が認めた資格を保持し、自己応募（有料職業紹介等を除く）にて採用された職員に対して奨励金を支給する。

### 【対象】

以下の資格を保持し、自己応募にて採用（雇用形態は制限なし）され、試用期間を満了した職員を対象とする。ただし、契約期間が1年未満である場合は、支給対象外とする。

- 正看護師
- 准看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 介護福祉士

### ★対象外となるもの

- ・有料職業紹介経由で採用された者
- ・求人会社から採用祝い金等の支給を受けた者
- ・支給日に在籍していない者

### 【支給額】

基本給の1か月分と同額を支給する。ただし、雇用形態や勤務時間によって支給額を個別に設定する。

雇用形態等	支給額
正職員	基本給の1か月分
パート（週40時間）	時給額×172時間=の80%
パート（週39時間）	時給額×172時間=の77.5%
パート（週38時間）	時給額×172時間=75%
パート（週37時間）	時給額×172時間=72.5%
パート（週36時間）	時給額×172時間=70%
パート（週35時間）	時給額×172時間=67.5%

パート（週 34 時間）	時給額×172 時間＝の 65%
パート（週 33 時間）	時給額×172 時間＝の 62.5%
パート（週 32 時間）	時給額×172 時間＝の 60%
パート（週 31 時間）	時給額×172 時間＝の 57.5%
パート（週 30 時間）	時給額×172 時間＝の 55%

※嘱託職員および契約職員は、パートの基準に準ずる。

※小数点以下は、切上げとする。

#### 【支給日】

試用期間を満了した後の初回賞与月に支給する。

#### 【奨励金の返還について】

入社後、1 年未満で退職をする者が奨励金の支給を受けているときは、奨励金全額の返還をしなければならない。

※実際に支給となった金額（税引き後の金額）を返還

#### 【その他】

職員紹介制度等の奨励金や褒賞金制度と併用することはできず、金額が高いほうを優先し支給するものとする。

#### 【開始の時期および期間】

令和 3 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日（1 年間）

※令和 3 年 6 月 1 日入社以降